

## さぎんアプリ 利用規定

本規定は、株式会社佐賀銀行（以下、「当行」といいます。）が提供するスマートフォン用アプリケーション「さぎんアプリ」（以下、「本アプリ」といいます。）をお客さまが利用する場合に適用します。

お客さまは、本規定のほか、当行が別途定める関連規定の内容を十分に理解し、同意いただいた上で、本アプリを利用いただくものとします。

### 1（本アプリの内容および利用）

- (1) 本アプリは、お客さまがスマートフォンに本アプリをダウンロードし、起動させて利用することで、Web口座の申込みや残高・入出金明細等が確認いただけるアプリです。
- (2) 本アプリを利用できるスマートフォンは当行所定の環境にある端末（以下、「所定端末」といいます。）に限ります。なお、所定端末であっても、利用状態等によっては、正常に動作せず、利用できない場合があります。
- (3) 本アプリの利用は無料です。ただし、本アプリのダウンロード（バージョンアップ等に伴う再ダウンロードを含みます。以下同じ。）および利用にかかる通信料はお客さまの負担となります。
- (4) 本アプリの利用対象者は日本国内在住の個人のお客さまに限るものとします。また、お客さまは、「外国為替及び外国貿易法」その他の関連する輸出関連法規類（日本国法および諸外国法に基づく法令等のすべてを含む）を遵守し、かつ、それらに基づいて求められるすべての許可、認可および承認（以下、「許認可等」といいます。）をお客さまの責任において得るものとし、これらの必要な許認可等を得ることなく本アプリを日本国外に持ち出してはなりません。お客さまは、本項の規定に違反した行為により生じるいかなる問題についても、お客さま自身の責任でこれを解決するものとします。

### 2（利用いただけるサービス）

本アプリで利用いただけるサービスは以下のとおりとします。

#### (1) 入出金明細照会

本アプリにご登録いただいた普通預金口座について、当行所定の期間の入出金明細を、お客さまの端末に表示することができます。

#### (2) 残高一覧照会

本アプリの登録口座と同一店にてお取引中のご本人さま名義の預金口座の残高を、お客さまの端末に表示することができます。

#### (3) 振込

本アプリにご登録いただいた普通預金口座を振込資金引落口座として、振込を行うことができます。

#### (4) 振替

本アプリにご登録いただいた普通預金口座間で、お客さまの指定する金額の振替を行うことができます。

#### (5) 口座開設

当行に総合口座・普通預金口座をお持ちでないお客さまについて、口座開設のお申込みを行うことができます。

(6) カードローン取引

本アプリの登録口座と同一店でご契約中のカードローン口座について、契約内容照会・利用明細照会ならびに借入・返済を行うことができます。

(7) キャッシュカード・モテカカード・カードローンのカード利用停止・再開

本アプリにご登録いただいた普通預金口座のキャッシュカードやモテカカードを使用する取引について、一時利用停止および利用再開を行うことができます。また、本アプリでご契約中のカードローン口座のカードを使用する取引について、一時利用停止および利用再開を行うことができます。

(8) 他店口座追加

当行本支店に開設されたお客さま名義の口座について、本アプリの代表口座と異なる取引店（他店）の口座を本アプリに追加登録することができます。

(9) お客さま情報照会・変更

本アプリに登録した口座の取引店に登録されたお客さま情報を照会・変更することができます。

(10) プッシュ通知

一定金額以上の入出金があった場合や残高不足による口座引落し不能となった場合などに、アプリプッシュによりお知らせします。

(11) マイナンバー届出

口座管理法に基づく預金口座へのマイナンバー付番の申請などを行うことができます。

### 3 (振込サービス)

(1) 内容

振込サービスとは、当行および他の金融機関の国内本支店の口座を振込受取口座とし、振込受取口座あてに資金移動を行うサービスをいい、「振込」として取扱います。

なお、振込の受付にあたっては、当行所定の振込手数料および消費税をいただきます。

(2) 申込

①振込サービスの利用開始にあたっては、本アプリ内でお申込みが必要です。なお、お申込みの際には当行に携帯電話番号を届出いただく必要があります。

②振込サービスのご利用には、当行所定の審査があります。審査の結果、振込サービスをご利用いただけない場合があります。

③振込サービスの申込み後、本アプリでお客さまが「生体認証」または「パスコード入力」を行うことにより、振込サービスがご利用いただけるようになります。

(3) 振込限度額

①本アプリによる振込について、1日（0時から24時までを1日とします。）に振込することができる上限額（以下、「振込限度額」といいます。）を定めます。

②振込限度額は当行所定の金額としますが、お客さま（未成年の方を除く。）は当行所定の方法により当行が定める金額範囲内で振込限度額変更の申込みができます。なお、振込限度額の引上げには当行所定の審査があり、審査には数日かかる場合があります。また、審査の結果、引上げをお断りする場合があります。

③振込限度額を超えた振込金額の取引依頼については、当行は実行する義務を負いません。

#### (4) 取引の手続き等

- ①当行は、振込を受付けた後、振込資金および振込手数料をお客さまの指定する口座から引落します。
- ②振込資金等の引落とし後、当行は依頼内容にもとづいて振込先の金融機関あてに振込通知を発信します。なお、取扱時間や振込先の金融機関の状況等により、翌営業日に振込通知を発信することもあります。
- ③本アプリによる振込について、領収書等の発行はいたしません。

#### (5) 依頼内容の組戻

- ①振込の依頼を受付後に依頼を取りやめる（以下「組戻」といいます。）場合は、取扱店の窓口において当行所定の手続きにて受け付けます。この場合、本条第1項の振込手数料および消費税は返却しません。また、組戻については、当行所定の組戻手数料および消費税をいただきます。
- ②振込先金融機関がすでに振込資金を入金済みの場合には、組戻ができないことがあります。この場合は、受取人との間で協議してください。
- ③該当口座なし等の理由で振込先金融機関から振込資金が返却された場合は、お客さまから組戻依頼を受け付けることなく振込資金を振込資金引落口座に入金します。この場合、振込手数料および消費税は返却しません。なお、組戻手数料はいただきません。

#### 4 (振替サービス)

振替サービスとは、本アプリを使用したお客さまからの依頼にもとづき、当行所定の手続きでご登録いただいた口座間で、お客さまの指定する金額を振り替えるサービスをいいます。

#### 5 (カードローン取引サービス)

##### (1) 内容

カードローン取引サービスとは、本アプリを使用したお客さまからの依頼にもとづき、カードローンの契約内容照会・利用明細照会ならびに借入・返済を行うサービスをいいます。なお、一部商品についてはご利用いただけません。

##### (2) 契約内容照会・利用明細照会

お客さまは、本サービスによりカードローンの契約内容・利用明細を確認することができます。なお、契約内容照会・利用明細照会は、取引処理状況等により、最新の内容が反映されていない場合があります。また、お客さまの取引内容を証明するものではありません。

##### (3) 借入・返済

借入では、お客さまが指定したカードローン口座からの資金の引落としを行い、指定された普通預金口座へ振替入金します。返済では、お客さまが指定した普通預金口座から資金の引落としを行い、指定されたカードローン口座へ振替入金することで、当該カードローンの返済ができます。

#### 6 (キャッシュカード・モテカカード・カードローンのカード利用停止・再開サービス)

##### (1) 内容

キャッシュカード・モテカカード・カードローンのカード利用停止・再開サービスとは、本アプリを使用したお客さまからの依頼にもとづき、キャッシュカード・モテカカード・カードローンのカードを使用した取引を一時停止または再開するサービスをいいます。モテカカードのクレジット機能やキャッシング機能の停止を行う場合は、当行所定の方法により届出てください。

## (2) 対象となるカード

- ①普通預金キャッシュカード（本アプリに登録された本人カードに限ります。）
- ②モテカカード（本アプリに登録された本人カードに限ります。）
- ③カードローンのカード（本アプリに登録されたカードローンに限ります。）

## (3) 対象取引

キャッシュカード・モテカカード・カードローンのカードを使用した次の取引を一時停止・再開します。

- ①ATMでの取引
- ②さぎんデビットカードサービス取引
- ③ペイジー口座振替受付サービス取引

## (4) 留意事項

- ①キャッシュカードが盗難された場合は、ただちに当行へその旨お届けください。お届けがない場合、当行キャッシュカード規定第13条に定める補てん請求の対象外となる場合があります。
- ②口座の状態によっては、一時停止・再開の操作ができない場合があります。
- ③システム障害時には、当行コールセンターへお問い合わせください。

## 7 (他店口座追加サービス)

### (1) 内容

他店口座追加サービスとは、本アプリを使用したお客さまからの依頼に基づき、代表口座と異なる取引店（他店）の口座を本アプリに追加登録するサービスをいいます。

### (2) 対象口座

当行本支店に開設されたお客さま名義の口座のうち、当行所定の条件を満たす普通預金口座とします。

### (3) 他店口座追加

- ①他店口座追加には、当行所定の認証手続きが必要です。
- ②他店口座追加を行った場合、当該口座と同一店のお客さま名義の他の預金口座・各種ローン取引は、代表口座と同一店の他の預金口座・各種ローン取引と同様に、本アプリが提供する各サービスの対象となります。
- ③追加登録した口座は、本アプリの操作により登録を解除することができます。

## 8 (お客さま情報照会・変更サービス)

### (1) 内容

お客さま情報照会・変更サービスとは、本アプリに登録した口座の取引店に登録されたお客さま情報を照会・変更するサービスをいいます。

### (2) 照会可能な情報

- ①基本情報：生年月日、住所、自宅電話番号、携帯電話番号（日中連絡先電話番号）、メールアドレス
- ②お勤め先情報：お勤め先、お勤め先電話番号

### (3) 変更可能な情報

お客さまの生年月日以外の情報について変更が可能です。なお、お取引の内容によっては本アプリで変更を受け付けることができない場合がありますので、窓口での変更をお願いすることがあります。

## 9（プッシュ通知サービス）

### (1)内容

プッシュ通知サービスとは、本アプリで大口入出金や引落とし不能等をアプリプッシュでお知らせするサービスをいいます。

### (2)お取引通知

- ①一定金額以上の入出金
- ②残高不足による口座引落とし不能
- ③翌営業日を振替日とする口座引落の発生

## 10（マイナンバー届出サービス）

マイナンバー届出サービスとは、口座管理法に基づく預金口座へのマイナンバー付番申請や付番済・未済・申請中の管理や申込にかかる口座付番ができるサービスをいいます。

## 11（本アプリの権利帰属等）

(1)本アプリの著作権その他の知的財産権は当行または当行がライセンスを受けている正当な権利者に帰属します。お客さまは、お客さまご自身で本サービスを利用する以外の目的で本アプリを利用することはできません。

(2)当行は、本アプリのプログラムおよび本アプリに付帯する情報の転載、複製、転送、改変またはリバースエンジニアリング等を禁止します。また、当行から請求があった場合、お客さまは、すみやかにスマートフォンから本アプリを削除するものとします。

## 12（免責事項）

(1)本アプリまたは本サービスの利用に関し、本アプリの作動に係る不具合（表示情報の誤謬・逸脱、取引依頼の不能、情報漏洩等）、スマートフォンに与える影響、本アプリが正常に利用できないことによる不利益、その他お客さまが被ることのある一切の不利益について、当行に故意または重大な過失がある場合を除き、当行は責任を負いません。

(2)次の各号の事由により、本アプリまたは本サービスが利用できなかった場合（これにより取引の遅延または不能が生じた場合を含む。）、お客さまに損害が生じたときであっても、当行は責任を負いません。

- ①災害・事変、裁判所等公的機関の措置等のやむを得ない事由があったとき
- ②当行または金融機関等の共同システムの運営体が相当の安全策を講じたにもかかわらず、端末機、通信回線またはコンピューター等に障害が生じたとき
- ③当行以外の金融機関等、第三者の責めに帰すべき事由があったとき

## 13（本アプリの内容変更、利用停止、本サービスの中止等）

(1)当行は、お客さまへの通知なしに、本アプリまたは本サービスの内容を変更する場合があります。変更日以降は変更後の内容により取扱うものとします。この場合には、当行は変更日および変更内容を当行のホームページ等、当行所定の方法で告知するものとし、変更日以降は変更後の内容により取り扱うものとします。

(2)本アプリは、ダウンロード後のお客さまのスマートフォンの設定やご利用環境の変更、本アプリの内容変更等により、ご利用いただけなくなる場合があります。この場合には、本アプリを再ダウンロードしていただく必要があります。

(3) 不正に使用される恐れがある場合、その他本アプリの利用または提供の停止等を必要とする相当の事由が生じたとき、当行が判断した場合、当行はいつでも、お客さまへの事前の通知なしに、本アプリについて、利用または提供の停止等、必要な措置を講じることができるものとします。これによりお客さまに損害が生じた場合であっても、当行は責任を負いません。

(4) 本アプリは当行の事情により、いつでも中止または廃止できるものとします。この場合は、当行のホームページへ掲載すること等、当行所定の方法により、告知するものとします。

#### 1.4 (規定の変更)

本規定は、当行の都合で任意に変更できるものとします。変更日および変更内容については、当行ホームページ等、当行所定の方法で告知するものとし、変更日以降は変更後の内容により取扱うものとします。

#### 1.5 (注意事項)

(1) 本アプリをダウンロードしたスマートフォンは、紛失・盗難等にあわないよう、お客さまの責任において厳重に管理してください。

(2) 本アプリをダウンロードしたスマートフォンがコンピュータウイルスや不正プログラムに感染しないよう、セキュリティ対策ソフトを導入するなどのセキュリティ対策をとることを強くお勧めします。

#### 1.6 (準拠法・管轄)

本アプリおよび本サービスに基づく諸取引の契約準拠法は日本法とします。本アプリに関して訴訟の必要が生じた場合には、当行本店を所管する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上

(2025年3月24日現在)

## さぎんアプリからの口座開設申込みに係る特約

### 1（特約の適用範囲等）

- (1) この特約は、「さぎんアプリ」（以下、「本アプリ」といいます。）からの申込みにより開設される株式会社 佐賀銀行(以下「当行」といいます。)のWeb口座（かかる総合口座または普通預金口座を以下総称して「本口座」といいます。）に適用される事項を定めるものです。
- (2) この特約は、「総合口座取引規定」または「普通預金規定」（以下総称して「各種預金規定」といいます。）の一部を構成するとともに、各種預金規定と一体として取扱われるものとし、この特約に定めがない事項に関しては各種預金規定が適用されるものとします。  
また、この特約と各種預金規定等に相違が生じる場合は、この特約が優先して適用されるものとします。
- (3) この特約において使用される語句は、この特約において定義されるもののほかは各種預金規定に従います。

### 2（口座の利用開始）

- (1) 本口座は、当行が当行所定の口座開設手続きを完了後に送付する「キャッシュカード」をお客さまが受領した時から利用できます。
- (2) 前項に規定した各手続きが完了しない場合、当行はお客さまに通知することなく、口座開設手続きを中止し、または開設した本口座を解約できるものとします。

### 3（無通帳）

- (1) 本口座については通帳の発行を行いません。また、お客さまは、本口座の開設申込みにあたり、当行へ印章の届出を行わないものとします。
- (2) 本口座に印章が登録されていない場合は、以下の取引を行うことはできません。ただし、印章の届け出を行った場合はこの限りではありません。
  - ①法令等により印鑑の押印を必要とする取引
  - ②その他当行が別途指定する取引
- (3) 本口座は、通帳を発行する口座への変更を行うことができます。

### 4（お取引内容の確認および取引の停止・解約）

- (1) 本アプリで開設した口座について、当行は当該口座に振込入金されるお取引内容を任意で確認します。なお、振込による入金は、振込電文受信の翌営業日以降となる場合があります。
- (2) 以下の場合、当行はお客さまに通知することなく、本口座の利用を停止し、または本口座を解約することができるものとします。
  - ①お客さまが本規定または各種預金規定に違反するなど、本口座の利用の停止または本口座の解約を必要とする相当の事由が生じたとき
  - ②住所または連絡先について虚偽または誤った申告がなされた場合、住所または連絡先の変更等の手続きが行われなかった場合等、当行においてお客さまの所在または連絡先が不明となったとき
  - ③不自然な入出金がなされた場合、キャッシュカードの偽造・盗難・紛失等が生じた場合等、本口座について不正使用のおそれがあると当行が判断したとき

(3) 当行が本口座の利用を停止し、または本口座を解約したことにより、お客さまに損害が生じた場合であっても、当行に故意または重大な過失がある場合を除き、当行は一切の責任を負わないものとします。

5 (特約の変更)

この特約は、当行の都合で任意に変更できるものとします。変更日および変更内容については、当行ホームページ等、当行所定の方法で告知するものとし、変更日以降は変更後の内容により取扱うものとします。

6 (準拠法・管轄)

この特約に基づく諸取引の契約準拠法は日本法とします。この特約に基づく諸取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、当行本店を所管する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上

(2024年8月19日現在)